

平成 29 年 7 月 25 日
参考資料

住民監査請求の監査結果について

(県立横浜立野高等学校の職員への時間外勤務手当の支給に関する件)

横浜市在住の県民から、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 4 項の規定に基づき監査を行い、請求日までに 1 年を経過している部分は却下し、それ以外の部分は棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を文書収受した日

平成 29 年 5 月 26 日

2 請求人

県民 1 名 (女性)

3 請求結果の決定日

平成 29 年 7 月 24 日

4 請求結果の概要等

請求結果の概要は別紙 1、請求人に通知した文書は別紙 2 のとおり

(請求人の氏名・住所を省略するとともに、時間外勤務手当を支給された職員の職・氏名を記号化等している。)

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 長谷川 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(県立横浜立野高等学校の職員への時間外勤務手当の支給に関する件)

住民監査請求の概要

横浜立野高等学校に勤務していた職員へ支給された時間外勤務手当について、勤務の実態を伴わないものであるとし、住民監査請求がなされたものである。

1 監査の結果

平成 29 年 5 月 26 日に受理した住民監査請求について、同年 7 月 24 日、監査委員の合議により、請求日までに 1 年を経過している部分については監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められないため却下し、その他の部分については請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 請求の要旨

横浜立野高等学校に勤務していた A 職員へ平成 25 年 4 月から平成 28 年 10 月までに支給された時間外勤務手当(注 1)は、同職員が毎朝 8 時 10 分に出勤し、始業の 8 時 30 分までの 20 分間に行われていた管理職の打ち合わせに係る時間外勤務の合計時間を超える時間を、実態を伴わない 17 時以降の時間外勤務として申請・命令されたことにより支払われたものであることから、実態を伴わない時間外勤務手当は A 職員から返還させたいと、実態を伴う時間外勤務手当があればこれを A 職員に支出することを求めている。

注 1 正規の勤務時間外に勤務させた職員に支払う手当。なお、本校の正規の勤務時間は 8 時 30 分から 17 時までである。

3 判断の理由

(1) A 職員について行われた時間外勤務申請・命令の状況について

修正前の時間外勤務の申請・命令の状況について、時間外勤務及び休日勤務命令簿(以下「命令簿」という。)(注 2)を確認したところ、A 職員が出席したと推認される朝の管理職の打ち合わせ等に係る時間外勤務の時間を、勤務の実態を伴わない任意の平日の 17 時以降に行ったものとしてまとめ、申請・命令を行っていたことは不適切であり、これに基づく時間外勤務手当の支出は違法又は不当な支出であると認められる。

なお、A 職員の命令簿については、横浜立野高等学校長(以下「校長」という。)が、平成 29 年 4 月に教育局からの連絡を踏まえて、A 職員に修正させたいと、平成 29 年 7 月 4 日に承認している。

注 2 県立学校においては、時間外勤務及び休日勤務の申請・命令は時間外勤務及び休日勤務命令

簿により行われるとされている。

(2) A職員的时间外勤務の実態について

校長がA職員に修正させた命令簿に記載されている時間外勤務の時間（その合計時間は(1)の修正前の時間外勤務の合計時間と同じ。）と、在庁時間情報（注3）や関係職員からの説明聴取及び関係資料に記載された内容を突合、確認したところ、修正後の命令簿の時間外勤務の時間について、明らかな不整合は確認できないことから、勤務の実態がないとまでは認められなかった。

注3 在庁時間情報とは、職員が利用しているパソコンへのログオン、ログオフの情報を活用し、それを集計したおよその在庁状況に係る情報で、所属長等が個々の職員の業務分担に偏りがなしかを確認し、所属やグループ全体での協体制の構築や業務分担の見直しに活用するためのものであり、職員の労働時間を記録する正式なものではない。

(3) 県への損害について

修正後の命令簿の時間外勤務の合計時間は、修正前の命令簿の合計時間と同じであり、(2)のとおり修正後の命令簿の時間外勤務の時間については、勤務実態がないとまでは認められない。したがって、A職員の「(2)の修正後の命令簿に基づき算定される時間外勤務手当の金額」が「(1)の修正前の命令簿により実際に支給された時間外勤務手当の金額」を下回ると断定することができないことから、県に財産的損失が生じていると断定することができない。

以上のことから、違法又は不当な公金の支出があったとは認められるものの、これにより県に損害が生じていると断定できないことから、県に措置を求めることには理由がない。

また、請求日の時点で支出から1年を経過した時間外勤務手当については、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められないため、却下する。

4 意見

本件監査請求については、A職員が朝の打ち合わせ等に係る時間外勤務時間を合算した1か月分の時間外勤務時間を、実態を伴わない任意の平日の17時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめ、時間外勤務申請を行ったこと、及びこれに対して、副校長が命令を行っていたことは不適切であり、これに基づく時間外勤務手当の支出は違法又は不当な支出であると認められるものの、これにより県が損害を被ったと断定することができないと判断したところである。

しかしながら、県全体で不祥事防止に取り組んでいる中で、実態の伴わない時間外勤務申請がなされ、これに対し、このような状況を認知していたにも関わらず命令が行われていたことは、不適正な経理の温床にもなりかねないものであり、極めて問題であると言わざるを得ない。

このことは、公金取扱いの重要性に対する認識が学校職員の中で欠如している事態があったことを示すものであり、教育局において、職員への更なる指導等を徹底することが望まれる。

(請求人)
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	森 正 明
同	大 村 博 信

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成 29 年 5 月 26 日に受理した同日付け住民監査請求 (以下「本件監査請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求のうち、請求日までに 1 年を経過している部分については不適法な請求のため却下し、その余の請求は棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から平成 29 年 5 月 26 日付けで提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」及び「事実証明書」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象となる神奈川県の機関又は職員

A職員

イ いつ行われたか

平成 25 年 4 月から平成 28 年 10 月

ウ どの神奈川県の財務会計上の行為が対象となるか

神奈川県職員給与

エ それが、どのような理由で違法又は不当なのか

実態を伴わない時間外勤務手当の申請を 3 年半に渡り行い不正受給を受け続けていた。

オ 神奈川県にどのような損害が発生又は発生するおそれがあるのか

実態を伴わない時間外手当の不正受給は不正行為であり県民が支払う税金の無駄遣いで、県民がそのような職員に対し何の処分も行わないこと自体に県政に対する疑

念を抱かせる恐れがある。

カ どのような措置を求めるのか

上司が命令していない時間の、実態を伴わない時間外勤務手当は一端すべて戻入処理を行うこと。その上で実態を伴う未申請の時間外勤務があるならば追給処理を行うこと。決してその追給戻入をあやふやにない交ぜにすることはあってはならない。その上で、そのような入力を長きにわたり行い続けてきた本人と、その不正を見過ごしてきた管理監督者の責任も問うべき。

(2) 事実証明書

A職員は平成 25 年 4 月 1 日に神奈川県立横浜立野高等学校に着任して以来、管理職の朝の打ち合わせのために、毎朝 8 時 10 分に出勤し、始業の 8 時半前の 20 分間の時間外勤務手当申請を、全く実態のない 17 時から 19 時に時間外勤務を行ったものとして 20 分の積み上げ時間を超える申請を平成 28 年 10 月まで行い続けてきた。

行政事務調査で時間外勤務命令簿を出力した事務室の職員が、A職員が全く 17 時以降の時間外勤務を行わないにもかかわらず、時間外勤務命令簿に記載が毎月数回あることに気づき、実態に即した入力をしないと不正受給になるので、過去にさかのぼって入力をし直すことを進言したが、実態と入力の合計は大して変わらないし、毎日入力するのは面倒なのでこれでよい、と言われた。

そもそも、分単位の入力方法があることを知らなかった、と言っていたが、平成 25 年に事務室職員が朝の時間外勤務を分単位で入力しているものをA職員が承認しているので、その言い訳は嘘である。

他の職員もA職員と同じ時間に出勤し、仕事を始めていたが、A職員の職として、自分も朝の時間外勤務分を積み上げて 17 時以降に入力しているので、みんなも入力してもよい、という指示もなく、そのことについてなぜ自分だけ入力しているのか尋ねると、みんなは勝手に早く出勤しているから命令はしていないので入力はさせない、自分の出勤は校長から命令されている、と言っていた。

ということは、命令されていたのは 8 時 10 分から 8 時半であり、A職員が入力していた 17 時から 19 時ではないので、実態を伴わない時間外勤務手当の不正受給といえる。

このことは、平成 29 年 3 月 31 日神奈川新聞、4 月 1 日朝日新聞にも取り上げられ、他にも校長と連れだって受動喫煙防止条例で禁止されている敷地内喫煙を行ったこと、PTAや同窓会からの寄付受入手続きを全く行わなかったこと等と合わせ、嚴重注意処分になった。

他県では、時間外勤務不正受給、敷地内禁煙、等 1 つでも懲戒処分になっているが、神奈川県では嚴重注意という甘い処分になり、インターネットでもその甘さが話題になっている。公正公平な監査委員の目で審査し、厳正な処分をしてほしい。

2 請求人

住所 (略)

氏名 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

時間外勤務命令簿

内部通報に係る調査結果

3月31日、4月1日 新聞報道及びヤフーコメント

第3 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、実際に受け付けた平成29年5月26日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 陳述の内容

請求人は、平成29年6月14日（水）10時から、神奈川県横浜合同庁舎2階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述のうち本件監査請求に係る要旨は、次のとおりであった。

私は平成28年4月に横浜立野高校に異動した。前校長とA職員は平成25年4月に横浜立野高校に異動し、昨年度まで4年在籍していた。

平成28年9月に教育局の行政事務調査が入ることになり、時間外勤務命令簿を出力したところ、ほぼ毎日17時に帰るA職員に対し月に4回～7回、19時までの時間外勤務手当が支給されていることに気付いた。そのため、A職員に確認したところ、毎日朝の打ち合わせに出席しており時間数がほぼ同じなので問題ないとの回答であったことから、実態に即した8時10分から8時半で入力の方がよいのではと話すと、必要はないと言われた。

A職員は、そのような時間外勤務の入力方法を前校長が認めているから構わないと言っており、人事給与システムが新システムに変わると時間外勤務命令簿の修正も時間外勤務の追給戻入も困難になるので、28年度の初めに遡ってきちんと実態に即した入力にし直した方がよいと何度かその後も伝えたが、全く聞く耳を持たなかった。

他にも不正行為があったので、職員として看過できないと思い、平成28年10月18日に教育局行政課へ内部通報を行った。

この通報に対し、行政課から内部通報に係る調査結果が通知されたが、時間外勤務手当に関しては「時間外勤務の実態と入力がほぼ変わらず時間外勤務命令簿は修正中なので、是正の必要はない」という内容であった。しかし、提出した時間外勤務命令簿の写しのおり、全く修正はされていない。

A職員は通報をされた後、「分単位の朝の時間外勤務の入力など出来るとは思わなかった。」と言い訳をしているが嘘である。平成26年4月に職員の7時半から8時半までの時間外勤務手当を承認している事例もあり、A職員本人も平成26年3月に分単位の時間外勤務の入力を行っている。

A職員が前校長に命令されていた時間は8時10分から8時半のはずである。それを正しく入力せず、全く実態のない、命令もされていない17時以降の時間外勤務手当として受給していることを、一般に不正利得、不正受給というのではないか。百歩譲っても不適正そのものだと思う。

朝の打ち合わせの20分の積み上げと支給時間に差異があった場合、パソコンの稼働がたとえば17時5分、17時10分の日があって、その5分、10分を積み上げて「ほぼ同じ」とすることは、他の職員の時間外勤務手当の支給実態と比較してオーソドックスな正しい処理といえるのか。

また、A職員は「パソコンを閉じてもする仕事はある、パソコン稼働だけが時間外の根拠ではない」と主張していたが、このO.A化の時代にパソコンを使わない仕事が毎月定期的にあるとは思えない。何より企画会議や職員会議が延びない限り、A職員が私より遅く帰ることは殆どなかったことが何よりの証拠である。

これまで私たちは定期監査において時間外手当に1時間でも誤支給や、通勤手当及び旅費に1円でも支給誤りがあった場合、追給2年戻入5年の原則に従って処理してきた。今回の件だけが、その原則に従わない理由はないと思う。

住民監査請求の対象期間は請求から1年だが、私が昨年度異動するまでこのことを知り得なかったこと、通報で本来適正な処理が速やかに行われるべきところ、その結果を待つ間に過ぎてしまった月日を鑑みても、誤りが分かった時点から追給戻入の原則に従うべきではないかと思う。

監査委員の皆様には県民の目線に立ち、厳正な審査をし、本来あるべき手続が行われるようご指示をお願いしたい。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

- （請求人から事実を証する書面として提出された時間外勤務命令簿に未修正確認済という記載と捺印があるが誰が記載したものであり、誰の捺印かとの確認に対し、）記載は請求人が行ったものであり、捺印は副校長が行った。

2 監査対象事項の特定

請求人は、神奈川県（以下「県」という。）がA職員に対して横浜立野高等学校（以下「横浜立野高校」という。）在勤中の平成25年4月から平成28年10月までに支給した時間外勤務手当の支出に係る財務会計上の行為を本件監査請求の対象としており、これらの中には、請求の時点で、当該支出から1年を経過した財務会計上の行為が含まれている。そして、支出から1年を経過した財務会計上の行為を請求の対象とする正当な理由について、請求書に記載はないものの、請求人は、横浜立野高校に異動するまで当該財務会計上の行為を知り得ず、内部通報の調査結果が送付されるまでに時間を要したためであると陳述している。

法第242条第2項ただし書きにいう正当な理由の有無の判断について、最高裁判所第一小法廷平成14年9月12日判決では、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が

相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したかどうかによって判断すべきものとしている。

これを踏まえて本件について見てみると、学校職員の時間外勤務手当に関する規則第5条第1項には「時間外勤務手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月の給料の支給定日に支給する。」と規定されており、本件監査請求の対象である時間外勤務手当は、情報公開請求により、当該行為の存在及び内容を知ることが可能な場合もあるが、仮に請求人が主張するように本件監査請求の対象である時間外勤務手当について知ることができるようになった日が、横浜立野高校に異動した平成28年4月1日又は教育局行政課へ内部通報した同年10月18日であったとしても、この時から請求人が本件請求に至るまで1年1か月又は7か月を要しており、相当な期間内に行われたものとはいえない。

したがって、支出から1年を経過した財務会計上の行為を請求の対象とすることについて正当な理由があるとはいえないことから、これを除いた平成28年6月から同年10月までに、県がA職員に支給した時間外勤務手当の支出が、法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当し、これにより県に損害が生じているか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、A職員へ支給した時間外勤務手当の基礎となった時間外勤務命令を行っていた横浜立野高校を選定し、平成29年6月16日（金）13時15分から、横浜立野高校の応接室において、職員調査を実施し、同年7月3日（月）13時15分から第一監査室において、追加の説明聴取を行った。それ以外にも必要に応じて電話等で監査対象事項に係る説明聴取等を行った。

横浜立野高校の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) A職員の時間外勤務の実績に基づく時間外勤務手当の支給について

学校職員の給与等に関する条例第16条第1項及び学校職員の時間外勤務手当に関する規則第2条第1号の規定に基づき、平成28年6月から同年10月までに、A職員に支給した時間外勤務手当は次のとおりであった。

支給日	支給金額（円）
平成28年6月16日	91,469
同年7月15日	0
同年8月16日	64,790
同年9月16日	38,112
同年10月17日	26,678

(2) (1)の支出の基礎となったA職員の時間外勤務の申請及びA職員への時間外勤務の命令について

当該時間外勤務手当の支出の基礎となった平成28年4月から同年9月までの時間外勤務について、A職員は、8時10分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日17時以降及び週休日に係る時間外勤務時間を合算した1か月分の時間外勤務時間を、任意の平日の

17 時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめ、時間外勤務の申請を行った。

副校長は、時間外勤務を命ずるに当たり、上記の申請内容に違和感を覚えたものの、A職員から時間外勤務申請は分単位では人事給与システム上は入力不可能であり、時間外勤務の合計時間に合わせて時間単位での入力をしている旨の説明を従前から受けていたため、支障はないものと判断し、申請どおりに時間外勤務を命じた。

当該時間外勤務命令の状況は次のとおりであった。

年月	時間外勤務申請時間	時間外勤務命令時間
平成 28 年 4 月	10 時間	10 時間
同年 5 月	14 時間	14 時間
同年 6 月	10 時間	10 時間
同年 7 月	7 時間	7 時間
同年 8 月	10 時間	10 時間
同年 9 月	14 時間 45 分	14 時間 45 分

なお、平成 28 年 10 月以降は、A職員は 8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務の実態に基づき、時間外勤務の申請を行い、副校長は申請どおりに時間外勤務を命じていた。

(3) 時間外勤務及び休日勤務命令簿の修正について

(2)の時間外勤務について、8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務時間を合算した 1 か月分の時間外勤務時間を、任意の平日の 17 時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめたA職員の時間外勤務の申請に対して、平成 29 年 4 月に、教育局からの連絡を踏まえて、申請のとおり命令を行っていたのは適当でないとして認識したことから、現校長がA職員に対して命令簿の修正を求め、A職員が在庁時間情報(※)を参考として、8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務の実態に基づき、時間外勤務及び休日勤務命令簿(以下「命令簿」という。)の修正を行い、現校長がこれを承認した。

また、(2)の時間外勤務命令時間の合計は適正なものであり、修正した命令簿の時間外勤務命令時間の合計に変更はなく、(1)の時間外勤務手当について不正に支給された部分があるとは考えていない。

※ 「在庁時間情報」とは、職員が利用しているパソコンへのログオン、ログオフの情報を活用し、それを集計したおよその在庁状況に係る情報で、所属長等が個々の職員の業務分担に偏りがないかを確認し、所属やグループ全体での協力体制の構築や業務分担の見直しに活用するためのものである。

(4) (3)の基礎となったA職員の時間外勤務の実態等について

ア 管理職の朝の打ち合わせについて

(ア) 内容

- ・ 当日の行事予定、来客及び会議等の予定を確認
- ・ 管理職の日程及び職員の動向を確認
- ・ 生徒情報の校長への報告
- ・ 8 時 30 分から行う職員打ち合わせ内容の確認

(イ) 開催の状況(平成 28 年 4 月から同年 9 月まで)

8時10分から、当時の校長（以下「前校長」という。）、副校長、教頭及びA職員を構成員として実施しており、4名のいずれかが旅行や休暇等で不在の場合は当該職員を除いた者で実施している。

対象期間においては、月曜日から金曜日までの平日並びに立野祭が開催された9月3日（土）及び同月4日（日）に実施した。

(ウ) A職員の参加の状況（平成28年4月から同年9月まで）

副校長及び教頭は、A職員は旅行や休暇等で不在の場合以外は全て出席したとしている。

イ 平日17時以降及び週休日に係る修正後の時間外勤務命令時間並びに在庁時間情報（ログオフ時間）の内容

(ア) 平成28年4月

月日（曜日）	修正後の時間外勤務命令時間	ログオフ時間
4月1日（金）	17時から18時まで	17時50分
同月5日（火）	17時から17時30分まで	17時29分
同月6日（水）	17時から17時30分まで	17時38分
同月20日（水）	17時から17時30分まで	17時30分
同月22日（金）	17時から17時30分まで	17時22分
同月27日（水）	17時から17時40分まで	17時31分

(イ) 同年5月

月日（曜日）	修正後の時間外勤務命令時間	ログオフ時間
5月10日（火）	17時から18時まで	17時50分
同月14日（土）	9時から16時20分まで	ログオンしていない。

(ウ) 同年6月

月日（曜日）	修正後の時間外勤務命令時間	ログオフ時間
6月3日（金）	17時から18時まで	17時43分
同月8日（水）	17時から18時まで	18時10分
同月16日（木）	17時から17時40分まで	17時35分

(エ) 同年7月

月日（曜日）	修正後の時間外勤務命令時間	ログオフ時間
7月14日（木）	17時から17時40分まで	17時19分

(オ) 同年8月

月日（曜日）	修正後の時間外勤務命令時間	ログオフ時間
8月23日（火）	17時から19時まで	16時21分
同月26日（金）	17時から18時20分まで	17時3分

(カ) 同年9月

月日（曜日）	修正後の時間外勤務命令時間	ログオフ時間
9月3日（土）	8時10分から15時55分まで	17時3分
同月23日（金）	17時から18時まで	17時27分
同月27日（火）	17時から17時20分まで	17時18分

なお、A職員によれば、パソコンをログオフした後、生徒や教職員が事務室に来室して事務的な対応が必要なことが頻繁にあったとのことである。

ウ 在庁時間情報（ログオフ時間）から30分以上の在庁の確認が取れない修正後の時間外勤務命令時間の状況

イの修正後の時間外勤務命令時間のうち、在庁時間情報上30分以上の在庁の確認が取れない修正後の時間外勤務命令時間の状況は次のとおりであった。

(ア) 平成28年5月14日（土）

- ・ 副校長によれば、標記の日には15時からPTA総会が開催され、A職員は平成28年度横浜立野高校PTA会計役員として、議事事項の「平成27年度決算報告」及び「平成28年度予算（案）」に係る保護者からの質問への対応に係る業務を行うため、前校長からの命令に基づき出勤していたとのことである。
- ・ 副校長によれば、A職員はPTAの会計役員として、PTA会計を含む、私費会計全般の出納業務を行っており、PTA総会にA職員の職が出席することは、横浜立野高校だけの特別な対応ではなく、他の高校でも行われている事例があるとのことである。
- ・ A職員によれば、PTA総会には実際に顔を出し、総会の状況を確認しに行ったとのことである。
- ・ PTA総会の主任を務めた教諭は、PTA総会でA職員を見かけたとしている。
- ・ A職員によれば、この日、15時から予定されているPTA総会において、保護者からの質問への対応に係る業務を行うために出勤することになっていたもので、PTA業務に要する時間以外の間に、平日に会うことのできない高校敷地の梅林の枝の伐採を希望する近隣住民への対応業務を行うこととしたが、不在で会うことができなかったとのことである。
- ・ 副校長によれば、梅林の枝の伐採等については、以前から複数回、近隣住民からの要望等が学校に寄せられていたとのことである。
- ・ 横浜立野高校では特殊勤務手当の申請・承認に係る確認のため、部活動指導等で出勤した教員が記入する「休日出勤記録簿」があるが、管理職や事務職員は記入することになっていない。

(イ) 平成28年8月23日（火）

- ・ A職員によれば、「神奈川県立横浜立野高等学校80周年記念式典」（同年11月22日（火）於：神奈川県立県民ホール）の開催に向けて、「神奈川県立横浜立野高等学校80周年記念事業実行委員会（第2回）」（於：神奈川県立県民ホ

ール)に参加し、施設の確認等を行ったとのことである。なお、A職員は旅行の申請を失念し、神奈川県立県民ホールへの旅行命令は受けていない。

- ・ 副校長によれば、同会では、80周年記念式典の会場となる神奈川県立県民ホールの各場所の現場確認を行うことがメインであり、そのため、開始時間の17時30分から出席者(同窓会、PTA、PTA(OB会)の関係者)による現場確認がすぐにできるように、前校長、A職員、教諭数名の学校関係者が17時までに神奈川県立県民ホールに行き、神奈川県立県民ホールのスタッフとの打合せや、会場の下見を行っていたとのことである。
- ・ 副校長によれば、自身は旅行先から神奈川県立県民ホールに向かったため、同会開始時間の17時30分には間に合わなかったが、前校長、複数の教諭も同会に参加しており、A職員が参加していたことを記憶しているとのことである。また、同会は、少なくとも18時30分よりも遅くまで行われていたと記憶しているとのことである。

(ウ) 平成28年8月26日(金)

A職員によれば、教職員の復職に向けた健康審査会の審査結果に係る電話連絡を17時頃に受領し、復職まで時間がないことから、当該審査結果について速やかに管理職への報告を行ったとのことである。

(エ) 平成28年9月23日(金)

A職員によれば、パソコンをログオフした後、生徒や教職員が事務室に来室して事務的な対応が必要なことが頻繁にあり、標記の日も生徒や教職員への対応を行っていたとのことである。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による横浜立野高校からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 在庁時間情報について

在庁時間情報とは、職員が利用しているパソコンへのログオン、ログオフの情報を活用し、それを集計したおよその在庁状況に係る情報で、所属長等が個々の職員の業務分担に偏りがないかを確認し、所属やグループ全体での協力体制の構築や業務分担の見直しに活用するためのものである。

この在庁時間情報は、時間外勤務命令時間を含む職員の労働時間を記録する正式な位置付けを持ったものではないため、記録がないことをもって時間外勤務の実態がないと断定できるものではなく、また、記録があるからといって勤務実態があると言い切れるものでもない。しかしながら、時間外勤務の実態を事後的に把握することの困難さを踏まえれば、在庁時間情報は、時間外勤務の実態を把握するうえで、本件監査請求において、客観的な情報として依拠できるものといえる。

(2) A職員の時間外勤務の実績に基づく時間外勤務手当の支給について

平成28年6月から平成28年10月までに、A職員に支給された時間外勤務手当は次のとおりであった。なお、県立学校職員服務規程第11条の規定により、A職員の正規

の勤務時間は、週休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とされている。

支給日	支給金額 (円)
平成28年6月16日	91,469
同年7月15日	0
同年8月16日	64,790
同年9月16日	38,112
同年10月17日	26,678

(3) (2)の支出の基礎となったA職員の時間外勤務の申請及びA職員への時間外勤務の命令について

当該時間外勤務手当の支出の基礎となった平成28年4月から同年9月までの時間外勤務について、A職員は、8時10分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日17時以降及び週休日に係る時間外勤務時間を合算した1か月分の時間外勤務時間を、任意の平日の17時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめ、時間外勤務の申請を行った。

副校長は、時間外勤務を命ずるに当たり、上記の申請内容に違和感を覚えたものの、支障はないものと判断し、申請どおりに時間外勤務を命じた。

学校職員に係る時間外勤務命令の権限は、県立学校職員服務規程第21条及び神奈川県教育委員会事務決裁規程第18条の規定に基づく別表第11により、県立学校の事務長に専決権限が付与されているが、横浜立野高校においては、事務長の上位職である副校長がこれを行っていた。

副校長が命じた時間外勤務の状況は次のとおりであった。

年月	時間外勤務申請時間	時間外勤務命令時間	備考
平成28年4月	10時間	10時間	支給割合(※1)125/100 (※2) ・2時間(17:00-19:00)×5日
同年5月	14時間	14時間	支給割合125/100 ・2時間(17:00-19:00)×7日
同年6月	10時間	10時間	支給割合125/100 (※2) ・2時間(17:00-19:00)×5日
同年7月	7時間	7時間	支給割合125/100 ・2時間(17:00-19:00)×3日 ・1時間(17:00-18:00)×1日
同年8月	10時間	10時間	支給割合125/100 ・2時間(17:00-19:00)×5日
同年9月	14時間45分	14時間45分	支給割合125/100 ・2時間(17:00-19:00)×3日 ・1時間(17:00-18:00)×1日 支給割合25/100 (※2) ・7時間45分(8:10-15:55)×1日

※1 学校職員の給与等に関する条例第16条第1項及び第3項並びに学校職員の時間外勤務手当に関する規則第2条

の規定により、時間外勤務命令を受けた時間について、正規の勤務時間を割り振られた日、週休日、時間帯の別により、次のとおり支給割合が定められている。

勤務日の別	勤務時間帯等	支給割合
正規の勤務時間が割り振られた日	勤務時間が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間	150/100
	勤務時間が上記以外	125/100
週休日	勤務時間が午後 10 時から翌日午前 5 時までの間	160/100
	勤務時間が上記以外	135/100
週休日の振替により勤務することとなった日	あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務	25/100

※2 学校職員の時間外勤務手当に関する規則第 5 条第 1 項の規定において、時間外勤務手当は月の初日から末日までを計算期間とし、翌月の給料の支給定日に支給することとされているが、各月の給与処理日程の締切日の翌日以降に命令された時間外勤務手当は翌々月以降に支給される。このことにより、平成 28 年 4 月の時間外勤務に係る時間外勤務手当は同年 6 月に、同じく同年 6 月は同年 8 月に、同年 9 月については 7 時間 45 分の時間外勤務 (25/100) に係る時間外勤務手当が同年 11 月にそれぞれ支給されている。

なお、平成 28 年 10 月以降は、A職員は 8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務の実態に基づき、時間外勤務の申請を行い、副校長は申請どおりに時間外勤務を命じており、平成 28 年 10 月から平成 29 年 3 月までの時間外勤務命令時間はそれぞれ 7 時間 40 分、10 時間 20 分、11 時間 50 分、6 時間、12 時間、25 時間であった。

(4) 命令簿の修正について

(3) の時間外勤務について、8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務時間を合算した 1 か月分の時間外勤務時間を、任意の平日の 17 時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめた A 職員の時間外勤務の申請に対して、平成 29 年 4 月に、教育局からの連絡を踏まえて、申請のとおり命令を行っていたのは適当でないとして認識したことから、現校長が A 職員に対して命令簿の修正を求め、A 職員が在庁時間情報を参考として、8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務の実態に基づき、命令簿の修正を行い、平成 29 年 7 月 4 日に現校長がこれを承認した。

各月の修正後の時間外勤務命令時間、支給割合は(3)と同じである。

当該時間外勤務命令の状況は次のとおりであった。

年月	修正後の時間外勤務申請時間	修正後の時間外勤務命令時間	備考
平成 28 年 4 月	10 時間	10 時間	支給割合 125/100 <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 分 (8 : 10-8 : 30) × 19 日 ・ 30 分 (17 : 00-17 : 30) × 4 日 ・ 1 時間 (17 : 00-18 : 00) × 1 日 ・ 40 分 (17 : 00-17 : 40) × 1 日

同年5月	14時間	14時間	支給割合 125/100 ・ 20分 (8:10-8:30) × 17日 ・ 7時間20分 (9:00-16:20) × 1日 ・ 1時間 (17:00-18:00) × 1日
同年6月	10時間	10時間	支給割合 125/100 ・ 20分 (8:10-8:30) × 22日 ・ 1時間 (17:00-18:00) × 2日 ・ 40分 (17:00-17:40) × 1日
同年7月	7時間	7時間	支給割合 125/100 ・ 20分 (8:10-8:30) × 19日 ・ 40分 (17:00-17:40) × 1日
同年8月	10時間	10時間	支給割合 125/100 ・ 20分 (8:10-8:30) × 20日 ・ 2時間 (17:00-19:00) × 1日 ・ 1時間20分 (17:00-18:20) × 1日
同年9月	14時間45分	14時間45分	支給割合 125/100 ・ 20分 (8:10-8:30) × 17日 ・ 1時間 (17:00-18:00) × 1日 ・ 20分 (17:00-17:20) × 1日 支給割合 25/100 ・ 7時間45分 (8:10-15:55) × 1日

(5) (4)のA職員の時間外勤務時間と関係資料の突合等について

ア 管理職の朝の打ち合わせについて (時間外勤務命令時間 20分 (8:10-8:30) 支給割合 125/100)

(7) 内容

- ・ 当日の行事予定、来客及び会議等の予定を確認
- ・ 管理職の日程及び職員の動向を確認
- ・ 生徒情報の校長への報告
- ・ 8時30分から行う職員打ち合わせ内容の確認

(イ) 開催の状況 (平成28年4月から同年9月まで)

前校長、副校長、教頭及びA職員を構成員とし、4名のいずれかが旅行や休暇等で不在の場合は当該職員を除いた者で実施され、記録のために日報を作成していた。

対象期間においては、月曜日から金曜日までの平日並びに立野祭が開催された9月3日(土)及び同月4日(日)に、8時10分から実施したと横浜立野高校から説明があり、日報で開催の有無を確認したところ、9月6日(火)及び同月7日(水)については日報が見当たらなかった。

同月6日及び同月7日のA職員の在庁時間情報を確認したところ、同月6日は8時7分に、同月7日は8時14分にそれぞれパソコンへログオンされていた。

(ウ) A職員の参加等の状況 (平成28年4月から同年9月まで)

副校長及び教頭からは、A職員は旅行や休暇等で不在の場合以外は全て出席していたとの説明があった。

また、A職員が旅行や休暇等による不在時に朝の打ち合わせとして時間外勤務命令を受けているものはなかった。

イ 平日 17 時以降及び週休日の時間外勤務

平日 17 時以降及び週休日の時間外勤務の中には、A職員が旅行や休暇等による不在時に、時間外勤務命令を受けているものはなかった。時間外勤務命令時間、在庁時間情報等の状況は以下のとおりである。

(ア) 修正後の時間外勤務命令時間が在庁時間情報（ログオフ時間）の内容と合致しないもの

a 平成 28 年 4 月

平日 17 時以降の時間外勤務を命じられた日数は 6 日あり、当該時間数は 3 時間 40 分であった。このうち、在庁時間情報と合わないもの（時間外勤務命令時間に比べてログオフ時間が早いもの又はログオンの記録がないもの。以下同じ。）は 4 日あり、合致しない時間数は 28 分であった。

b 同年 5 月

平日 17 時以降及び週休日の時間外勤務を命じられた日数はそれぞれ 1 日あり、当該時間数は 8 時間 20 分であった。両日とも在庁時間情報と合っておらず、合致しない時間数は 7 時間 30 分あった。

なお、週休日の時間外勤務（7 時間 20 分）を命じられた日については、ログオンの記録がなかった。

c 同年 6 月

平日 17 時以降の時間外勤務を命じられた日数は 3 日あり、当該時間数は 2 時間 40 分であった。このうち、在庁時間情報と合わないものは 2 日あり、合致しない時間数は 22 分であった。

d 同年 7 月

平日 17 時以降の時間外勤務を命じられた日数は 1 日あり、当該時間数は 40 分であった。このうち、在庁時間情報と合わないものは 1 日あり、合致しない時間数は 21 分であった。

e 同年 8 月

平日 17 時以降の時間外勤務を命じられた日数は 2 日あり、当該時間数は 3 時間 20 分であった。このうち、在庁時間情報と合わないものは 2 日あり、合致しない時間数は 3 時間 17 分であった。

f 同年 9 月

平日 17 時以降及び週休日の時間外勤務を命じられた日数は 3 日あり、当該時間数は 9 時間 5 分であった。このうち、在庁時間情報と合わないものは 2 日あり、合致しない時間数は 35 分であった。

上記のとおり、時間外勤務命令時間と在庁時間情報と合わないものは 13 日あり、合致しない時間数は 12 時間 33 分であった。

なお、A職員によれば、パソコンのログオフ後、生徒や教職員が事務室に来室して事務的対応が必要なことが頻繁にあったとのことであった。

(イ) 在庁時間情報（ログオフ時間）から 30 分以上の在庁の確認が取れない時間外勤務命令時間の状況

在庁時間情報上 30 分以上の在庁の確認が取れない時間外勤務命令時間の状況は次のとおりであった。

- a 平成 28 年 5 月 14 日（土）（時間外勤務命令時間 7 時間 20 分（9：00-16：20）支給割合 125/100）
- ・ A職員の在庁時間情報によるパソコンのログオンの記録はない。
 - ・ 標記の日には 15 時から P T A 総会が開催され、副校長によれば、A職員は平成 28 年度横浜立野高校 P T A 会計役員として、議事事項の「平成 27 年度決算報告」及び「平成 28 年度予算（案）」に係る保護者からの質問への対応に係る業務を行うこととしていたとのことである。また、A職員によれば、P T A 総会には実際に顔を出していたとのことである。
 - ・ P T A 総会の主任を務めた教諭によれば、P T A 総会で A職員を見かけたとのことであった。
 - ・ A職員によれば、この日、P T A 総会業務以外に、平日に会うことのできない高校敷地の梅林の枝の伐採を希望する近隣住民への対応業務を行うことを予定していたが、相手方を訪ねたところ、不在のため会うことができなかったとのことであった。
 - ・ 横浜立野高校では特殊勤務手当の申請・承認に係る確認のため、部活動指導等で出勤した教員が記入する「休日出勤記録簿」があるが、管理職や事務職員は記入することになっていない。
- b 平成 28 年 8 月 23 日（火）（時間外勤務命令時間 2 時間（17：00-19：00）支給割合 125/100）
- ・ A職員の在庁時間情報によるパソコンのログオフ時間は 16 時 21 分である。
 - ・ A職員によれば、「神奈川県立横浜立野高等学校 80 周年記念式典」（同年 11 月 22 日（火）於：神奈川県立県民ホール）の実施に向けた施設の確認等を行うため 17 時 30 分から開催された「神奈川県立横浜立野高等学校 80 周年記念事業実行委員会（第 2 回）」（於：神奈川県立県民ホール）に参加したが、神奈川県立県民ホールへの旅行申請を失念したとのことである。
 - ・ 副校長によれば、同会においては、80 周年記念式典の会場となる神奈川県立県民ホールの各場所の現場確認を行うこととなっており、そのため、開始時間である 17 時 30 分から出席者（同窓会、P T A、P T A（O B 会）の関係者）による現場確認が行えるよう、前校長、A職員と教諭数名の学校関係者が、17 時までには神奈川県立県民ホールに行き、神奈川県立県民ホールのスタッフとの打合せや、会場の下見を行っていたとのことである。
 - ・ 学校関係者が、同会を円滑に行うため、開始前に、打ち合わせや現場の下見を行うことは必要なことと認められる。
 - ・ A職員の在庁時間情報によるパソコンのログオフの時刻が 16 時 21 分であり、横浜立野高校から神奈川県立県民ホールまでの移動に要する時間からすると、17 時までには到着することは可能であると考えられる。

- ・ 副校長によれば、自身は旅行先から神奈川県立県民ホールに向かったため、同会の開始時間の 17 時 30 分には間に合わなかったが、複数の教諭も同会に参加しており、A職員が参加していたことを記憶しているとのことである。なお、副校長は神奈川県立県民ホールへの旅行命令を受けている。
- c 平成 28 年 8 月 26 日（金）（時間外勤務命令時間 1 時間 20 分（17:00-18:20）支給割合 125/100）
 - ・ A職員の在庁時間情報によるパソコンのログオフ時間は 17 時 3 分である。
 - ・ A職員によれば、教職員の復職に向けた教育委員会の健康審査会の審査結果に係る電話連絡を 17 時頃に受領し、復職まで時間がないことから、当該審査結果について速やかに管理職への報告を行ったとのことである。
 - ・ 上記の教育委員会の健康審査会は平成 28 年 8 月 26 日（金）の 14 時から行われ、横浜立野高校に審査結果が同日伝えられた。
- d 平成 28 年 9 月 23 日（金）（時間外勤務命令時間 1 時間（17:00-18:00）支給割合 125/100）
 - ・ A職員の在庁時間情報によるパソコンのログオフ時間は 17 時 27 分である。
 - ・ A職員によれば、パソコンをログオフした後、生徒や教職員が事務室に来室して事務的な対応が必要なことが頻繁にあり、標記の日も生徒や教職員への対応を行っていたとのことである。

2 判断の理由

本件監査請求において、請求人は実態を伴わない時間外勤務に対してA職員へ時間外勤務の支出を行ったことが違法、不当であることから、実態を伴わない時間外勤務手当について、A職員から返還させたいと、実態のある時間外勤務についてA職員に対して支出していない時間外勤務手当があればこれを支出することを求めていると認められる。

時間外勤務の認定は、本来、時間外勤務の命令権者による時間外勤務の実態に係る都度の認定をもって時間外勤務の証明がなされるべき性質であることを踏まえると、本件監査請求のように、時間外勤務の実施から相当期間を経過した後、時間外勤務の実態を事後的に認定することは、その性質上極めて困難であり、在庁時間情報や関係職員からの説明聴取、関係資料に記載された内容を踏まえ、時間外勤務の実態に明らかな整合性の欠如が存するか否かの認定を基に判断を行わざるを得なかったものである。

このことを踏まえ、判断に当たっては、「第5 監査の結果 1 認定した事実 (4) 命令簿の修正について」の現校長が承認した命令簿に記載された時間外勤務命令時間と時間外勤務の実態とに明らかな整合性の欠如が存するか否かの認定を判断の基礎としたものである。

そこで、前記の認定した事実を踏まえ、以下のとおり判断を行った。

(1) 実態を伴わない平日の 17 時以降の時間外勤務の申請及び命令を行ったことについて

県は、学校職員の給与等に関する条例第 16 条の規定に基づき、正規の勤務時間外に勤務を命じた職員に対して時間外勤務手当を支出することとされている。

時間外勤務の基礎となった時間外勤務命令について、A職員が 8 時 10 分からの管理職の朝の打ち合わせ、平日 17 時以降及び週休日に係る時間外勤務時間を合算した 1 か月分の時間外勤務時間を、実態を伴わない任意の平日の 17 時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめ、時間外勤務の申請を行ったこと、並びにこれに対して、副校長が

時間外勤務の実態が時間外勤務命令時間と違う時間にあることを認識していながら、命令を行っていたことは不適切なものであり、これに基づく時間外勤務手当の支出は違法又は不当な支出と認められる。

(2) 修正された命令簿の基礎となったA職員の時間外勤務の実態と県への損害について

ア A職員の時間外勤務の実態

(ア) 管理職の朝の打ち合わせについて

A職員が旅行や休暇等で不在の日において、A職員の管理職の朝の打ち合わせに係る時間外勤務命令時間とされたものはなかった。

開催の有無については日報により確認できたものの、開催したとされる9月6日(火)及び同月7日(水)は、日報が見当たらず開催を確認することができなかったが、A職員の在庁時間情報から8時10分前後にパソコンへログオンした記録が確認できたことから、両日に朝の打ち合わせが行われていたと推認される。

また、副校長及び教頭は、A職員は旅行や休暇等で不在の場合以外は全て出席したと述べていることから、標記の時間外勤務命令時間について、在庁時間情報と正確に一致しないものの勤務実態があったものと推認される。

(イ) 平日17時以降及び週休日の時間外勤務

a 在庁時間情報上30分未満の在庁の確認が取れない時間外勤務命令時間

平成28年4月から同年9月までの時間外勤務において、在庁時間情報(ログオフ時間)上30分未満の在庁の確認が取れない時間外勤務命令時間が一部見受けられた。A職員は、パソコンのログオフ後、生徒や教職員が事務室に来室して事務的対応が必要なことが頻繁にあったと述べており、これを裏付ける客観的証拠は確認できなかったが、前記のとおり、記録がないことをもって時間外勤務の実態がないと断定できるものではないこと、パソコンのログオフ時間と時間外勤務命令時間との乖離は30分未満であることを踏まえると、時間外勤務の実態に明らかな整合性の欠如が存するとまでは言い切れない。

b 在庁時間情報上30分以上の在庁の確認が取れない時間外勤務命令時間

(a) 平成28年5月14日(土) (時間外勤務命令時間 7時間20分(9:00-16:20) 支給割合125/100)

A職員が主張する近隣住民の対応業務については、以前から要望等が学校に寄せられていたこと以外、これを行ったという客観的証拠は本件監査においては確認できなかったが、A職員がPTAの会計役員を務めており、PTA総会の議事事項が予算・決算についてであったこと、しかもA職員をPTA総会において見かけたという証言もあることから、少なくとも標記の日においてA職員が出勤をしていないとまでは言えない。

また、標記の日について、パソコンへのログオンが確認できないが、パソコンへのログオンを行っていないことをもって、時間外勤務の実態がないとまでは断定はできない。

(b) 平成28年8月23日(火) (時間外勤務命令時間 2時間(17:00-19:00) 支給割合125/100)

A職員は標記の日において休暇を取得していない。また、A職員が主張する「神奈川県立横浜立野高等学校80周年記念事業実行委員会(第2回)」(於:神奈川県立県民ホール)への参加について、同日神奈川県立県民ホールへの旅行

命令を受けて参加した副校長はA職員が参加していたと証言している。

そして、同会は17時30分から開催されたと関係資料に記載があるが、同会の目的が80周年記念式典会場となる神奈川県立県民ホール各場所の現場確認を行うことであることから、学校関係者が、同会を円滑に行うため開始前に打ち合わせや現場の下見を行うことは必要なことと認められ、また、A職員のパソコンのログオフの時刻(16時21分)からすると、神奈川県立県民ホールに17時までには到着することは可能であると考えられる。

このことからすると、A職員が神奈川県立県民ホールへの旅行命令を受けていないことは適切ではないものの、標記の時間外勤務命令時間又は2時間の時間外勤務について、勤務実態がないとまでは認められない。

(c)平成28年8月26日(金)(時間外勤務命令時間 1時間20分(17:00-18:20) 支給割合125/100)

A職員は標記の日において休暇を取得していない。また、A職員が主張する教職員の復職に向けた健康審査会が実際に開催され、復職まで時間がなく速やかに管理職への報告を行うという説明も一定の合理性がある。そして、在庁時間情報によるパソコンのログオフ時間と時間外命令時間に差異があるが、このことのみをもって、時間外勤務の実態がないとまでは認められない。

(d)平成28年9月23日(金)(時間外勤務命令時間 1時間(17:00-18:00) 支給割合125/100)

A職員は標記の日において休暇を取得していない。また、在庁時間情報によるパソコンのログオフ時間と時間外命令時間に差異があるが、このことのみをもって、時間外勤務の実態がないとまでは認められない。

イ 県への損害について

(1)のとおり、A職員が実態を伴わない任意の平日の17時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめ、時間外勤務申請を行ったこと、及びこれに対して副校長が命令を行っていたのは不適切であり、これに基づく時間外勤務手当の支出は違法又は不当な支出であると認められる。

しかしながら、平成29年4月に、教育局からの連絡を踏まえて、現校長がA職員に対して命令簿の修正を求め、A職員が在庁時間情報を参考に時間外勤務の実態に基づき、命令簿の修正を行い、平成29年7月4日に現校長がこれを承認している。そして、(1)のA職員への時間外勤務命令時間の合計と修正された命令簿の時間外勤務命令時間の合計は同じであり、修正された命令簿の時間外勤務命令時間については、上記アのとおり勤務実態がないとまでは認められない。

したがって、修正された命令簿に基づき算定される時間外勤務手当の金額が(1)を基礎とした違法又は不当な支出と認められる時間外勤務手当の金額を下回ると断定することはできず、県に財産的損失が生じている、すなわち県が損害を被ったと断定することができない。

3 結論

以上のことから、違法又は不当な公金の支出があったとは認められるものの、これにより県に損害が生じていると断定できないことから、県に措置を求めることには理由がない。

また、本件監査請求の時点で、支出から1年を経過した時間外勤務手当の支出については、前記のとおり、監査請求期間を徒過したことに正当な理由があるとは認められないため、却下する。

4 意見

本件監査請求については、A職員が朝の打ち合わせ等に係る時間外勤務時間を合算した1か月分の時間外勤務時間を、実態を伴わない任意の平日の17時以降に時間外勤務を行ったものとしてまとめ、時間外勤務申請を行ったこと、及びこれに対して、副校長が命令を行っていたことは不適切であり、これに基づく時間外勤務手当の支出は違法又は不当な支出であると認められるものの、これにより県が損害を被ったと断定することができないと判断したところである。

しかしながら、県全体で不祥事防止に取り組んでいる中で、実態の伴わない時間外勤務申請がなされ、これに対し、このような状況を認知していたにも関わらず命令が行われていたことは、不適正な経理の温床にもなりかねないものであり、極めて問題であると言わざるを得ない。

このことは、公金取扱いの重要性に対する認識が学校職員の中で欠如している事態があったことを示すものであり、教育局において、職員への更なる指導等を徹底することが望まれる。